

## 都城市移住支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宮崎県と共同して行う宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、宮崎県のマッチング支援事業における求人を充足して就職に至った場合又は宮崎県地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において都城市移住・定住推進事業による移住支援給付金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則(平成18年規則第64号)、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）及び宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年7月1日付け宮崎県商工観光労働部商工政策課制定）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円

(2) 単身世帯 60万円

2 前項第1号に定める世帯に18歳未満の世帯員がいる場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算するものとする。

(交付要件)

第3条 移住支援給付金の交付の対象となる者は、県要領第5の1(1)に定める要件（県要領第5の1(1)④に定める要件は除く。）を満たす者であって、本市に令和5年3月31日までに転入した者とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、都城市移住支援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから3月以上1年以内の間に、市長に提出するものとする。

(1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等）

(2) 本市に転入する前住所地の住民票除票（2人以上の世帯にあっては、申請者を含む2人以上の世帯員のもの）及び戸籍の附票の写し。この場合におい

て、前住所地の住民票除票で移住元に関する要件を満たすことが確認できる場合は、戸籍の附票の写しの提出を省略することができる。

- (3) マッチング支援対象の求人を充足して就業に至った場合の就業証明書（様式第2号）又は起業支援金の交付決定を受けた場合の起業支援金の交付決定通知書
- (4) 移住支援給付金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類又は開業届出済証明書等の移住元での在勤地を確認できる書類及び移住元での在勤期間が確認できる個人事業等の納税証明書（東京23区に在住していたことにより、移住元に関する要件を満たす者は除く。）
- (6) 県要領第5の1(1)①アcに該当する場合は、卒業証明書等の在学期間及び卒業校を確認することができる書類
- (7) 県要領第5の1(1)③に該当する場合は、就業証明書(様式第2号の2)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援給付金の交付が適当であると認めるときは都城市移住支援給付金交付決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めるときは都城市移住支援給付金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により移住支援給付金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「支援対象者」という。）に対して、申請日から起算して3月以内又は2月末のいずれか早い期日までに移住支援給付金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 支援対象者が、紛失等の理由により都城市移住支援給付金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、都城市移住支援給付金交付決定通知書再交付申請書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当

と認めたときは、速やかに都城市移住支援給付金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）を支援対象者に交付するものとする。

（変更等の報告）

第9条 支援対象者は、県要領第5の1（1）に定める要件に該当しなくなったとき、又は県要領第5の1（2）に定める移住支援給付金の返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第10条 市長は、都城市移住支援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき、又は宮崎県知事から宮崎県移住支援事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、支援対象者に対し、宮崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査を、宮崎県知事と共同して行うものとする。

（返還請求）

第11条 市長は、移住支援給付金の交付を受けた者が県要領第5の1（2）に定める移住支援金の返還要件に該当すると認めるときは、当該移住支援給付金の交付を受けた者に対し、都城市移住支援給付金返還請求書（様式第8号）により、移住支援給付金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りでない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援給付金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

附 則（令和元年11月26日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年11月26日から施行し、令和元年7月22日から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年4月28日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市移住支援給付金交付要綱第4条第5号の規定は、令和2年4月

1 日以降に転入した者について適用し、令和2年3月31日までに転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市移住支援給付金交付要綱第3条、第4条第6号及び第7号の規定は、令和3年4月1日以降に転入した者について適用し、令和3年3月31日までに転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の都城市移住支援給付金交付要綱第2条第2項の規定は、令和4年4月1日以降に転入した者について適用し、同日前までに転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月27日改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。